

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 8 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800024号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1800015号

第1 結論

昭和54年5月から昭和55年3月までの請求期間、昭和56年9月から昭和57年11月までの請求期間及び昭和59年6月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和54年5月から昭和55年3月まで
② 昭和56年9月から昭和57年11月まで
③ 昭和59年6月から昭和61年3月まで

請求期間①、②及び③について、私は、夫が平成11年4月末に会社を退職したことに伴い、その後、夫と私の国民年金第1号被保険者に係る手続をするため、A市役所に行き、それまで納付していなかった分の国民年金保険料を全て納付する旨を伝えて、同市役所から発行された納付書により、A郵便局の窓口で、夫とともに自身と夫の分を合わせて、当該期間を含め平成11年までの全ての保険料を、はっきりと覚えていないが平成12年1月か同年2月に納付したと思う。国民年金の記録において、請求期間①が未納、請求期間②及び③が未加入による未納とされていることに納得できないので、調査の上、請求期間①、②及び③の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成11年4月末以降、納付するまでの間に自身及び夫の国民年金第1号被保険者に係る手続のためにA市役所に行き、同市役所から発行された納付書により、A郵便局の窓口で、請求期間①、②及び③を含め平成11年までの未納となっていた期間の全ての国民年金保険料を、平成12年1月か同年2月に納付したと思う旨主張している。

しかしながら、請求期間①については、請求者及びその夫の国民年金第1号被保険者に係る手続が行われた時期は、請求者の当該被保険者に係る資格処理日等から、平成11年11月ないし平成12年1月頃と推認され、当該時点において、請求期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求期間②及び③については、オンライン記録によると、請求者の夫は、当該期間に

おいて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、請求者は、当該期間において国民年金の任意加入対象者であり、遡って国民年金に加入することができない上、請求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る日付は、オンライン記録と一致しており、当該期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた形跡がないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800032号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1800022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年3月頃から同年5月1日まで

私は、昭和43年3月頃にA社に入社し、同年4月末日まで、同社が開業を進めていたC社の開業準備業務に従事し、A社から給料の支払を受けていたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に在籍し、同社が開業を進めていたC社の開業準備業務に従事していたと主張している。

しかしながら、A社は、平成15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社の後継事業所であるB社は、請求者のA社に係る人事記録及び賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、先にA社に入社していた、前職のD社における同僚の誘いを受けてA社に入社した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、請求者と同様にC社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和43年5月1日に、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録において、請求者と同様に昭和43年5月1日にC社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、同日にA社において同被保険者資格を喪失していることが確認できる者の中から抽出した8名を含む計14名に照会し、12名から回答を得たものの、請求者が請求期間においてA社に在籍していた旨の回答は得られなかつ

た。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険証の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。